

## 目次

はじめに.....	3
第1章 東ティモールの歴史的独立までの概要について.....	4
1. 地理的概況.....	4
2. 抑圧の歴史.....	5
3. 住民投票と内乱.....	5
4. NGOによる復旧支援.....	6
5. NGOによる収入向上プロジェクトの例.....	7
第2章 東ティモール国家成立までにおける女性差別ならびに暴力.....	8
1. インドネシア占領時の女性に対する暴力.....	8
2. 独立紛争をめぐる人権侵害、女性への暴力.....	10
第3章 受容真実和解委員会をめぐる動き.....	13
1. 受容真実和解委員会（CAVR）設立背景.....	13
2. CAVRの機能.....	13
3. CAVRによる女性被害者のケース.....	15
第4章 東ティモールの現状.....	17
1. 基盤整備.....	17
2. 農業.....	17
3. 宗教.....	18
4. 食生活.....	19
第5章 東ティモールの課題.....	20
1. 産業育成と雇用.....	20
2. 人材育成.....	21
3. 紛争で破壊された人間関係の修復.....	22
最後に.....	23
脚注.....	25
参考文献.....	29



## はじめに

東ティモールは2002年5月20日に主権を回復した世界で一番新しい国である。その独立前後は抗争により多くの難民、国内避難民を出した。国連平和維持軍の関与もあり、マスコミにも頻繁に取り上げられ、世界の人々の関心呼んだ。しかし、その後世界の情勢が変わるにつれ、急速に関心が薄れ、忘れ去られた国になろうとしている。東ティモールは、1999年のインドネシア軍と独立反対派民兵による内乱が国際社会の注目するところとなり、国連軍の派遣、復興に伴う国連の諸施策がわかりやすい形で展開されたことや、各国のNGOが大挙して支援活動を繰り広げ、緊急救援から復興支援、和解ミーティングをはじめとする住民対象の一連の平和構築活動があまり中断することなく行われた国である。しかし、それでも社会システムや経済の復興において、大きな問題を抱えており、国際的な支援が打ち切れようとしている今、将来への不安は大きい。紛争の時にだけ一時的に支援をするのではなく、本当に東ティモールが民主主義国家として、経済的にも社会的にも自立するための息の長い支援のあり方が望まれている。東ティモールは民主主義の象徴というべき独立国家である。この東ティモールが困難を乗り越えて自由と平等を実現した経済的にも豊かな国として発展するかどうかは、今後の世界の平和と開発の展望に大きな影響を与える。ここでは、東ティモールにおける平和構築活動と女性の人権に焦点を当て、あわせて現在の国の状況を述べていく。

## 第1章 東ティモールの歴史的独立までの概要について

### 1. 地理的概況

東ティモールは、日本の九州からまっすぐ南下、赤道を過ぎてすぐの南緯10度付近にある。オーストラリア大陸からは北に位置する小さな島で、ティモール島の東半分が東ティモール国である。島の西半分はインドネシア国の西ティモールとなっている。面積は約1万5,000平方キロ(長野県程度)、人口約80万人(2003年)、人口1人当たりのGNP(国民総所得)約490米ドル(2002年)の低所得国(世界銀行ランク)である(注1)。日本との時差はない。



ディリ市内市街地の様子

気候的には4月～9月の乾季と10月～3月の雨季があり、雨季の時の方がやや気温は下がるが、首都ディリでは年間を通してあまり変わらず、日中は摂氏32度ぐらい、夜間は26度ぐらいである。周りが海のため、あまり高温にならず、日本の夏よりは過ごしやすい。



農村部の様子(リキサ県ファトマシ村)

特産品はコーヒーだが、プランテーションのような大規模農場はなく、山間地の村で街道沿いの脇に植えられたり斜面を利用して植えられたりしている。

## 2. 抑圧の歴史

東ティモールは長い外国からの占領と抑圧の歴史を持ち、独立運動はこの歴史の中で様々な展開を続けてきた。まず400年に及ぶポルトガル統治がある。その間、第二次世界大戦中の日本軍による3年半の占領を経て、1975年に東ティモールはポルトガルより独立を果たす。その後のインドネシアによる武力併合から現在の独立を勝ち取るまで、長い闘争の歴史が続いた。現在の東ティモールの惨状や国土荒廃の責任の大部分は、インドネシアの統治と住民投票後の破壊活動による。



シャナナ・グスマン記念館入口

インドネシアの1975年侵攻直後から国連総会非難決議を何度も行いながら、国際社会は東ティモールに実質的な救済の手を差し延べたとは言いがたい。解放の原動力になったのはやはり東ティモール国民の全土にわたる抵抗の力である。支配と抵抗の摩擦のすさまじさは、インドネシアの侵攻後24年間で東ティモール国民の4人に1人の命が失われたことでも分かる。

こうした中で、現外相のラモス・ホルタ氏と東ティモール在住のペロ司教の二人が1996年ノーベル平和賞を受賞したことは有名であり、国際世論を喚起しインドネシアからの解放を勝ち取るのに大きく貢献した出来事である。

## 3. 住民投票と内乱

インドネシア統治からの分離独立は、国際社会が見守る中1999年8月30日の住民投票によって決定された。しかし、その直後インドネシア軍と独立反対派民兵の破壊行為によって電気、通信、建物等が放火、破壊され、生活の基盤がほとんど失われてしまった。この破壊行動は実質的には9月20日東ティモール国際軍が編制され東ティモールに上陸するまで、約1ヵ月続いた。その後、10

月25日国連安保理により国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が設立され、国連管理下に置かれる事になる。

10月30日にインドネシア軍が東ティモールより最終撤退をし、国連を始めとする世界各国やNGOによる緊急支援が始まった。国際的に注目を集めた事件の後であったため、国際支援活動は活発であった。多い時は60以上のNGOが活動していたと言われる。



破壊された校舎のそばで遊ぶ子どもたち

#### 4. NGOによる復旧支援

この時期、日本のNGOも10以上の団体が東ティモールで活動しており、その分野も保健医療や難民の衣食住の直接支援にかかわる物資配給、小学校建設等多岐にわたっていた。しかし、80万人とされる人口の半分以上がUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)による援助対象者にされておらず、支援活動が困難なケースも少なくなかった。NGO同士の対立やNGOと東ティモール国関係者との対立や確執も伝えられている。

だが、全体として初期の緊急救援がその役割を比較的早く終えることができたのも事実である。それは、東ティモールの国の規模が小さく、周りを海に囲まれた島国であることも影響しているだろう。緊急救援にありがちな阻害要因として、国内に反対勢力がいる場合、なかなか支援がスムーズにいかないこともあるが、東ティモールでは実質的に独立反対派としてのインドネシア軍、国内の統合派のいずれもが国外に出ていたことも援助を容易にした要因であろう。

支援活動が成果を挙げてくると、NGOの数も減り、東ティモール政府側も自分の国をどうデザインしていくかに関心に移り、自らのイニシアティブを確立していく方向で施策を取るようになる。保健、医療分野で取られた「各県に展開するNGOは原則1団体とする」などといった施策はこの文脈で捉えることがで

きる。

## 5. NGO による収入向上プロジェクトの例

ある日本の NGO は、収入向上支援として難民対象に職業訓練と貸付を行った。大工を養成しその技術訓練を行う例を挙げてみよう。技術習得を指導し、ある程度の期間を経て訓練の成果が認められた人を対象に、金槌や鋸などの道具を提供し大工として起業していくのを助ける。女性ならば、ミシンの技術を教え、ベッドカバーや衣料をつくることができるようにし、ミシンを提供するということもある。ただ、残念ながらこのような収入向上支援はほとんど役に立たなかった。それは、市場が形成されていないからである。大工がいくらいても、家を発注してくれる人がいなければ大工は生計をたてていくことができない。東ティモールの社会がもともと低所得で農民がほとんどだということを考えれば、現金を持っている国民は極めて少数しかいない。富裕層の多くはインドネシア人であり、行政長や官僚、技術者であったが、彼らの多くは国外に出ていったのである。

また、東ティモールの国民対象に起業を勧め、収入向上のための貸付も行われた。そのため、多くの東ティモール人 NGO が結成された。こちらもそのほとんどが外部からの資金が来なくなると衰退していった。多くの試みがなされたものの、期待された成果を挙げたとは言えず、援助が途絶えつつある今、将来の展望は不透明である。

2002年5月20日に国として独立を果たしたものの、インフラ等は破壊されたままのものが多く。一方、インドネシア政府の長年にわたる植民地政策のため、現地人の指導者が育成されておらず、人材育成は緊急の課題である。

## 第2章 東ティモール国家成立までにおける女性差別ならびに暴力

東ティモールにおけるインドネシア占領時には、女性に対する暴行、暴力は大きな問題であった。内戦、紛争、戦地においては、婦女暴行や従軍慰安婦問題など、女性に対する性的な暴力が数多く発生し、その都度、性的な暴力は人権の侵害にあたるとして大きな波紋を呼んできた。女性は身体的な屈辱を受けているだけではなく、同時に心的にも大きな傷を負うこととなる。心的傷害は長期にわたる治療が必要である。また、その被害を社会的背景から告白できずに泣き寝入りをしてしまう女性も後を絶たない。このことが社会的悪循環となり、さらなる暴力による被害を発生させる温床ともなってしまう。

ここでは、歴史的な経緯を分析しながら、東ティモールにおける女性に対する暴力を取り上げたい。

### 1. インドネシア占領時の女性に対する暴力

#### (1) 政治的立場を明確にする女性への暴力

インドネシアによる東ティモール強制併合後、インドネシア軍の東ティモール常駐のはじまりが、東ティモールの女性に対する暴力のはじまりでもあった。

多くの在東ティモールインドネシア軍によって、東ティモール人女性に対し日常的に意図的な性的暴力が行われ、何人かの女性がその被害を告白している(注2)。

東ティモールにおいては、婚姻外の性的関係は差別を受ける対象となることから、多くの女性は自身の社会的状況を考慮し公の場で発言できない。このことから、多くの女性が自身の被害を告白できずに泣き寝入りするという状態であり、多くの事件加害者が処罰されていないというのが現状である。



特にフレタリン（FRETILIN：独立派運動組織）関係者の妻、家族である女性は、インドネシア軍のターゲットになりやすい。フレタリン関係者を呼び出すための人質やおとりとして利用されるケースが発生し、危害を加えられた女性は数多く存在する。

## （2）意図的に行われたバースコントロール

1989年当時、地球規模、とくに開発途上国における人口増加が問題となっていた時代背景もあり、世界銀行の融資によって全世界的に「家族計画」が推進されていた。インドネシア政府はこの「家族計画」推進を利用し、東ティモールにおける出生児数を意図的にコントロールしていた。

世界銀行の「家族計画」は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づき、女性の出産数をコントロールすることにより母子の健康を向上させるとともに、多産多死の悪循環からの脱出を図るべく推進されているプロジェクトのひとつである。インドネシア政府はこの「家族計画」を推進するという名目の下、東ティモールに数多くの「家族計画センター」を建設する。建設された家族計画センターにおいて、インドネシア政府は東ティモール人女性に対し、強制的に出産を抑制するためのホルモン剤の投入を指示したとされている。これは、意図的に東ティモール人の出生率を低下させ、最終的には純粋な東ティモール人の人口を抑制することを目的に行われていた。東ティモール人による独立運動を恐れたインドネシア政府が、東ティモール人の人口削減を合法的に進めてしまった問題として指摘されている。

## （3）侵略抵抗時に奪われた女性の立場

東ティモール独立を目指してインドネシア軍への抵抗活動を行っていたフレタリンは、その活動下において、フレタリンから派生した女性組織として、ティモール人民女性組織（OPMT）を組織する。OPMTが組織された背景として、東ティモールの女性活動に詳しい古沢希代子氏は以下の二つをあげている。

第一に女性が反植民地闘争に直接参加すること、第二に東ティモール社会における女性に対する暴力的差別と戦うことである。

東ティモールにおいては、社会的に女性の地位は男性の地位よりも低くみなされ、性的差別が存在した。社会的に搾取される立場におかれる女性に対して、このOPMTの活動は、政治的活動・使命を与えることとなる。これにより、女性の意識を抜本から改革し、侵略と抵抗に対する女性の社会的な参加意識を向上させ、活動への参加が促進された。実際、OPMTは、当時社会的必要性から、人民組織らとともに孤児院を設置し孤児のケアを行うとともに、避難せざるをえない住人に対しその生活支援を行った。東ティモールにおいて他団体との共同の動きとは言え、女性が自発的な組織活動を行う例としては先駆的な動きであったといえる。



シャナナ・グスマン記念館の  
解放運動を示す掲示物

しかし、OPMTにより、東ティモール社会において女性の参画が促進されたにもかかわらず、その後、女性を再び社会から排除する動きが広まる。

インドネシア侵略後、東ティモール人の数多くが難民となり、国外脱出を余儀なくされた。フレテリン時の闘争における理念は徐々に消えていった。東ティモール社会における女性は、以前と同じように家庭的な仕事を中心に行うような社会風潮が一般化し、女性の政治的活動へのアクセス機会は徐々に失われ、政治的参画の動きそのものも失速することとなる。

## 2. 独立紛争をめぐる人権侵害、女性への暴力

東ティモールの独立紛争時、大量虐殺とともに再び女性への性的虐待が発生した。その多くは、併合派住民やインドネシア軍によるものであった。

1999年に、インドネシア政府は国家人権委員会（KOMNASHAM）を通じて東ティモール人権侵害調査委員会（KPP-HAM）を設置。1999年1月から10月までにおける人権侵害に対して調査を行い、報告書を出している。

KPP-HAMの報告書（注3）によれば、人権被害のパターンとして以下の六つがあげられている。

表1 人権侵害のパターン報告

人権侵害のパターン	調査報告
組織的・大量殺人	超法規的暴力行為や大量殺人が、居住地区や教会及び軍や警察などの避難民が身を寄せた場所で発生した。
拷問と虐待	インドネシア軍と警察、独立反対派民兵は、政治的見解の相違により、拷問や虐待を行った。住民投票前には民兵メンバーになることを拒否した市民に対し、結果発表後の混乱の中では避難している難民へも拷問や虐待、脅迫が行われていた。
強制的失踪	強制的失踪が「独立容認発言」以降起きている。異なる政治見解をもつ市民は脅迫され、失踪した人もいる。失踪の責任は民兵にある。民兵は誘拐や処刑において、治安機構から支援を受けた疑いがある。
性的暴力	拷問や年少の少女への性行為の強要、性的奴隷、レイプを含む女性に対する暴力に民兵がかかわった証拠を集めた。
市民の強制移送	強制移送には二つのパターンがある。住民投票前、新しくつくられた民兵による暴力が増加した時におきた移送と、投票結果発表の後、インドネシア軍や警察隊メンバーと民兵が暴力を起し、住民に避難を強要したものである。
焦土作戦	ディリやスアイ、リキサ他を含む、東ティモールのさまざまな町で組織的に大規模な焦土作戦が行われた証拠を見つけた。焦土作戦により住居、収穫物、家畜、商店、オフィスビル、宗教的施設、教育機関、病院やたくさんの公共の施設や建物、そして軍や警察の施設が破壊され、破壊は70 - 80%に達していると思われる。

女性に対する性的暴力が与えられ、深い人権侵害がなされた。幼い少女に対する性行為の強要が行われていたことも報告されている。

国連人権調査団報告書（注4）においても、民兵による独立投票前後の脅迫、殺害、暴行がなされたことと、インドネシア兵が直接的に脅迫やテロ攻撃に関与していたことが報告されている。また、民兵による脅迫や殺害が大規模に行なわれたことから、インドネシア軍部隊の関与が示唆されている。これらの一連の民兵及びインドネシア兵の行動に対し、国連人権調査団は、人権侵害と判断できる行動についてはインドネシア軍が最終的な責任を負うべきだとの認識を示している。

## 第3章 受容真実和解委員会をめぐる動き

### 1. 受容真実和解委員会（CAVR）設立背景

東ティモールの独立後、人権問題に対する認識の向上を目的として、2001年7月13日に発布されたUNTAET規約No.10/2001により、東ティモール受容真実和解委員会（Comissao de Acolhimento, Verdade e Reconciliacao de Timor Leste:CAVR）が設立された。CAVRは1974年から1999年の間に発生した事件（注5）の真相をつきとめ、被害者と加害者との和解を促すために設立された。インドネシア統治時代から独立にかけて犠牲になった人々の悲惨な状況を、事実として国民に提示する。公開公聴会はメディアを通じても公開され、東ティモール国民に対し悲惨な歴史の再認識を促す場としての機能を果たした。



CAVRの事務所入口

東ティモールにおいて、これらの期間の犯罪を専門的に取り扱い、処罰を行う機関は存在しなかった。国際的にこのような機関設置を促すことにより、東ティモール政府が独自に調査、処罰を行う仕組みをつくる上でのファンデーションとしての役割を果たすことも期待されている。

### 2. CAVRの機能

CAVRは、「受容」「真実」「和解」を大きな柱として成り立っている。

第一に、「受容」に関する活動がある。併合派として動いた東ティモール住民は、独立後、社会には容易に受け入れられない。独立派の住民は併合派から様々な暴力・暴行を受け、その記憶は深く刻まれており簡単に許すことはできない。

当時、併合派としてインドネシア軍とともに破壊活動やテロに加わった東ティモール人の多くは、独立前後、独立派からの反撃を恐れ、インドネシア西ティモールに大量の難民として押し寄せた。この感情的な亀裂を超えて、新社会を築くことが今の東ティモールに求められている。CAVRは「受容」を少しでも容易にするためのプログラムを実践してきた。



CAVRでインタビューする筆者  
(左より杉本、パトリック氏、児玉)

依然として、数多くの難民が西ティモールに存在しており、彼らに対する帰還の働きかけや東ティモール国内における帰還難民受け入れの声かけは行われている。しかし、現状は厳しく、西ティモール難民問題の解決には至っていないのが実情である。

第二に、「真実」に関する活動があげられる。CAVRは1974年から1999年に発生した東ティモールにおける犯罪について調査を行った。住民に対する聞き取り調査は困難を極めた。加害者が独立派であるケースもあり、被害者が事実を告白したならば、その後のコミュニティにおける生活に支障をきたすこともあった。特に、旧併合派は独立派からインドネシア軍以上に憎まれていた。独立はしたものの、旧併合派と独立派においては大きな溝が存在し続けている。真実を明らかにすることは、感情的な対立を深めることにも繋がってしまう。しかし、真実を明らかにしないままに問題を解決することはできない。CAVRは、ジレンマを抱えながら地道な真相解明の調査を続けた。



虐殺のあったサンタクルス墓地の記念碑

最後に、「和解」に関する活動がある。旧併合派や犯罪者と被害者との和解の場として、和解ミーティングが行われてきた。犯罪者が社会に受け入れられや



すくすることを目的に、和解ミーティングは行われている。

CAVRに対し、加害者は過去に犯した犯罪について自己申告を行う。加害者の申告により、和解ミーティングが開かれ、加害者の謝罪の後、加害者はコミュニティにおいて決定された謝罪を実行することにより、社会への受け入れというプロセスが成立する仕組みである。



CAVR 公聴会開催場面

和解ミーティングの対象とされているのは、1999年の軽犯罪のみであり、対象期間外の犯罪や重犯罪については対象とされていない。和解ミーティングがすべての問題の解決になるというものではない。対象とされているケースにおいても必ずしも和解とならないものもある。しかし、和解ミーティングによって、加害者と被害者の感情的な対立が和らぎ、お互いが社会の構成員として交流しあうケースも多くあり、かなりの成果は認められる。紛争後の「平和」構築のための一つの方法として高く評価できる。

また、被害を内外に告白し、事実を詳細に記録する活動はこうした対立を再び起こさせないためにも有意義なものであった。しかし、被害者側はその被害を告白したとしても、補償やその後の経済的な支援などを受けることはほとんどなく、不満が残ったままの者も多い。被害者の社会的・経済的な救済が必要とされている。

### 3. CAVR による女性被害者のケース

インドネシア軍兵の慰安婦とされた東ティモール人女性の例をみてみよう。

東ティモール人女性にとって、婚外性行為はタブーとされる傾向があることから、女性が他の男性と婚姻関係にあったとしても、また独身であったとして

も、その後のコミュニティでの生活において社会的迫害・差別を受ける可能性がある。また、女性の家族とコミュニティ長による合意の下で女性がインドネシア軍に慰安婦として連行されたという証言もある。女性がインドネシア兵と関係を持つことにより、コミュニティの他の住民は一定の安心を得るという構図があり、女性とすればコミュニティのために自分は犠牲になったという感情が残る。しかし、独立後にインドネシア兵が去り、地域に残された女性はコミュニティから孤立し、差別を受けるのである。コミュニティのために犠牲になったにもかかわらず、冷たい仕打ちを受ける女性は社会に恨みを持つことになる。この場合、インドネシア兵のみが加害者とは言えないだろう。コミュニティを巻き込んだ問題へと発展すると、単に紛争犯罪という問題ではなくなることから、その罪に対する対処問題、加害者の定義、被害者の人権保護など多くの問題が発生する。

これら真実に対し、どこまで調査をすすめていくべきか、また被害をどの程度公表すべきなのか、という二次的な問題も発生している。

過去の歴史に対する償いや、その事実を明らかにすること、犯罪を処罰するというプロセスを明らかにしていくことは紛争地復興において必要とされることである。しかし、被害者の人権など、派生した更なる問題が発生する可能性も考慮しなくてはならない。CAVRはこうした複雑でナイーブな問題を扱っている。



## 第4章 東ティモールの現状

### 1. 基盤整備

首都のディリにおいてさえ、復旧には時間がかかっている。水道、電気といった都市基盤は2002年の独立記念日の時点ではまだ復旧されておらず、2003年にいってようやく電気の供給がディリでのみ24時間を通じて行われるようになった。首都以外の一部の都市でも、1日に3～4時間程度給電が行われるようになったが、発電機を動かす燃料費などランニングコストが賄えず、現在では停止されている地域が多い。発電は集中して1ヵ所で行われるのではなく、それぞれの都市で発電機を置き、それを動かして行われている。電気を送るための電柱や送電線が破壊されたことにより、長距離を送電するためのインフラ復旧費用が捻出できないためである。

住民の移動手段は徒歩、バイク、自動車である。公共交通機関は整備されておらず、個人営業によるタクシーやトラックが利用されている。一般の人はマイクロレットという乗り合いバスを使う。マイクロレットとは9人乗りぐらいのワンボックスカーをバスとして改造した車である。このところディリではタクシーやトラックが急増し、朝晩のラッシュが起きるようになった。道路は地方に行くほど劣悪になり、雨季には長期間交通が途絶することも起こる。



急増しているマイクロレット  
(乗り合いバス)

### 2. 農業

主たる産業は農業であり、以前からコーヒーを換金作物として輸出している。コーヒー園といったような畑ではなく、山道沿いの斜面に栽培されている。年

に1回下草を刈るぐらいで、枝を剪定したり、肥料を施すこともしていない。値段は世界的なコーヒー価格の低迷もあり、非常に安い。しかし、農民にとっては貴重な現金収入の機会であり、コーヒー豆が収穫される6～8月時期には村から都市への交通も活発になる。

農民は、自作農がほとんどで、田畑を開墾し耕作したり、一部で家畜を飼育している。農機具については、日本で使われている鋤、鍬といったものはあまり使用されていない。山間部で畑を耕す道具としては、長さ1.2メートルほどの鉄の棒を使用している。畑地にこの鉄棒を突き刺し、てこの原理で上部を横に倒せば、土がめくれて畑が起きるというように使われている。これを繰り返すことによって、土起こしをし、そこにトウモロコシなどを植え付けていく。したがって、畑に畝もないことが多い。

この農法は古くからあるもののようであるが、効率的とは言いがたい。農法の改良とともにこういった器具の改善が進められるとよい。もちろん、すべてが手作業というのではなく耕運機など機械を使用している地域もあり、ディリから東部にあたる地域では灌漑も行われている。

### 3. 宗教

この国では、人口の95%がカトリック教徒だといわれている。インドネシアがイスラム教の国ということを見ると不思議な気がするが、これはもちろんポルトガル統治時代の影響である。インドネシアに弾圧された時にキリスト者が住民を保護したということもあり、インドネシア統治下に逆に信者が増えていったという。ともかく、ディリの大聖堂だけでなく、山奥の村にいたるまで教会があり、教会がないような山の頂にも十字架がそびえている。人々は熱心で、村であってもミサは数百から千人ぐらいの大きな規模で行われる。

## 4. 食生活

国民のほとんどが農業に従事しているといわれ、その食生活はお米のほかトウモロコシやキャッサバを煮たものが主食である。キャッサバはサツマイモのようなお芋で、トウモロコシがなくなった端境期にも収穫ができる。ふかしたものを食べてみると味としてはサツマイモほど甘くなく、ジャガイモとの中間の味である。塩味をつけて食べる。おかずはほとんどないが、お祝い時には鶏や豚がふるまわれる。結婚式やお葬式では牛も犠牲になり、親戚一堂が招かれて大宴会となる。亡くなった時に作られるお墓もタイル貼りで写真が収められるなど、ふだんの生活から見ると費用がかかっているものが多い。お葬式を出す身内は死者への悲しみと同時にこの大宴会にかかる費用を考えると一層悲しみが増すともいう人も少なくない。

外国からの訪問者の多くはホテルに泊まるので、ホテルのレストランが提供する中華料理ほか各国料理を食べることができる。国連が駐留していたこともあって、レストランは何軒かディリ市内にある。インド料理、ポルトガル料理、タイ料理、ベトナム料理などのほか日本料理店も1軒ある。

屋台で売っている飲食はかき氷ぐらいで、あとは、タバコや水、缶入りジュースなどの屋台が道路のあちこちで店を開いている。食料の多くを今でも外国からの輸入に頼っており、支援金が減少し、また国連などの在住者の数が減りつつある今、食料の安定的な確保も課題の一つとなると考えられる。

## 第5章 東ティモールの課題

### 1. 産業育成と雇用

課題は山積している。とりわけ、雇用の問題は深刻である。失業率は70～80%以上と見られており、若い人の失業者が多い。最近ではヨーロッパなどへ出稼ぎに行く人も現れ始めている。今までは革命軍として窮乏に耐えながらゲリラ活動をしてきたが、革命が成就し平和が戻れば、軍人やゲリラ兵は必要なくなる。国のために尽力した兵士達がよい処遇を願うのは感情として自然だろう。しかしす



縫製をする女性たち  
(NGO「ハダティン」にて)

べての元軍人やゲリラ兵が良いポジションを提供されることは不可能で、仕事につくことができず、不満を高めている者も少なくない。独立に関係した紛争によって家族がなくなったり、障害者となったりしたものも多い。特に夫を亡くした女性や障害者を抱えた家族の生活は切実である。そういった人を雇用するだけの産業や工場があればよいのだが、もともと安定した産業があったわけではなく、破壊されたインフラを復旧させようにも財政的な目途が立たない。

独立後の海外からの支援は、東ティモールのような小さな規模からすれば、相当に大きいものであった。また、国連や国際NGOから派遣されている職員の数も多く、様々な形でアメリカドルを中心としたハードカレンシーが出回り、この国の経済を支えた。しかし、このお金の流れは東ティモールの産業育成にはあまり役に立っておらず、今後さらに失業問題は深刻化しそうである。長期的な展望を持った産業育成が望まれている。

八方ふさがりに見える中で、数少ない希望は、海底天然ガス・油田の活用である。オーストラリア大陸とティモール島の間にあるティモール・ギャップ(海峡)の海底天然ガス・油田は、2005年ごろから採掘が始まると期待されている。

この天然ガス・油田からの収益をどのように利用するかは東ティモールの長期的な成長を左右する要因の一つである。産業育成と民主主義の育成に使われるのか、それとも一部の金持ちを生み出すだけになるのか、今後の展開を見守る必要がある。

## 2. 人材育成

独立国は、少なくとも最初のうちは優秀な人材の不足に苦しむことが多い。技師や官僚など上部にいた支配層が突然いなくなるわけであり、独立の熱狂とは裏腹に国家の運営は困難を極めることになる。東ティモールも例外ではなかった。西ティモールに難民として逃れて、戻れない状況の者も多く、帰還作業も難航している。人材不足による混乱はまだ続いている。ゲリラ戦で必要とされていた能力と国家を統治する能力とは全くと言ってよいほど異なる。新しい社会を築いていくために相応しい人材の育成がなければ、せっかく実現した独立は、国民に貧困とさらなる社会混乱をもたらすことになる。社会システムとしての復旧を目指すとともに、東ティモール人一人ひとりが自己能力を高める努力が必要とされている。海外からの援助国や援助 NGO からの声も、人材育成の必要性に集中するようになってきた。

東ティモールが復興する上では、オーストラリアと日本の果たすべき役割は大きい。その意味でも、英語と日本語の修得は重要なポイントとなる。国民の英語力は相当に低く、日本語にいたってはほとんど日本語講座も開催されていない。街で見うける車のほとんどが日本車であり、日本との繋がりが深いだけに多少アンバランス感を持つ。産業を育成する上において人材育成は不可欠である。人材育成に関しては日本はもっと大きな貢献をすることができるのではないだろうか。

### 3. 紛争で破壊された人間関係の修復

東ティモール受容真実和解委員会(CAVR)の活動もあり、紛争で破壊された人間関係の修復は徐々にではあるものの着実に行なわれているようである。表立った報復活動も少なく、独立時の混乱を考えるとCAVRの活動の成果がうかがえる。しかし、問題が完全に解決しているわけではない。むしろ問題が内在化し、被害者の不満が膨らんでいるケースもあるという。CAVRは2005年半ばに解散される予定で、海外からの注目が薄くなるにつれて、これまでの恨みが爆発することもないとはいえない。特に独立の熱狂が冷め、経済的な行き詰まりが明らかになりつつある今後においては、住民間の感情的な対立が顕在化することもありうる。

東ティモールが真に復興するためには、過去の歴史を清算し、乗り越え、コミュニティが一体感を持つことが不可欠である。現在、平和学においては紛争予防、特に住民間対立の対話の方法論が研究されている。実際に国際NGOはこうしたメソッドを様々な紛争地域で実践的に活用している。今回のCAVRの活動もこうした流れの延長にある。和解の方法論をさらに発展させ、CAVRが解散した後も平和が維持され、コミュニティの繁栄がもたらされることを願う。このためにも、国際社会がこの小さな新独立国への関心を持ち続けることが必要である。

## 最後に

困難な課題は多々あるものの、東ティモールで出会った人々のほとんどが「独立はよかった」「自由に集まっても命の危険がなくなった」と話し、国に対する政治意識も高い。海底油田（ティモール・ギャップ）も2カ所発見されており、開発されれば有力な資金源として今後の経済に与える期待も高まっている。海底油田は東ティモールの希望であるが、同時に国際的なマネーゲームの場ともなりうる不安の種でもある。独立してまだ間もないこの国には、大きな可能性と大きなリスクが共存している。東ティモールは民主的な独立の成功事例となるのか、失敗事例となるのか。東ティモールの国民と国際社会の今後の取り組みが問われている。

東ティモールは世界の世論が独立に導いた国ともいわれている。そうならば、さらによりよい国にする責任も世界の世論は持っているのではないか。今後も世界の世論がこの国とのかかわりを持ち続けることを期待したい。





## 脚注

(注1) 外務省各国地域情勢 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html>

(注2) 田中・大沢・伊藤 2002 : 259 頁、高橋・益岡・文珠 1999 : 26 - 27 頁、古沢 1995 を参照。

(注3) KPP-HAM 報告書概要は以下のとおりである。

### (KPP-HAM 概要)

1999年9月23日：インドネシア国家人権委員会（KOMNASHAM）は委員長マルズキ・ダルスマンのもと、東ティモール人権侵害調査委員会（KPP-HAM）を設置。

責務：1999年1月から「民衆協議」の結果が承認される1999年10月までに起きた、東ティモールでの人権侵害に関する事実、資料と情報収集。

調査の焦点：大量虐殺・大量殺人・拷問・強制移送・性的犯罪・焦土作戦

調査期間：1999年9月23日 12月、後に2000年1月31日に延長。

構成：9名。他に、補助調査官13名、事務職員14名、その他3名。

### (人権侵害パターン - 人道に反する罪)

組織的・大量殺人

拷問と虐待

強制的失踪

性的暴力

市民の強制移送

焦土作戦

### (重点的な調査の対象となった事件)

4月6日 リキサの教会での虐殺

4月12日 カイラコ村での虐殺

4月17日 カラスカラン邸襲撃

9月5日 ディリ教区襲撃

9月6日 ベロ司教邸襲撃

9月6日 スアイの教会襲撃

9月8日 マリアナの大規模な破壊と虐殺

9月21日 オランダ人記者サンデル・トーネス殺害

9月25日 ロス・パロスの聖職者殺害

### 女性に対する暴力／性的奴隷：レイプ

- 9月5日～ ラクサルによる西ティモールのラエハネクキャンプでの性奴隷化
- 9月2日～ マヒディによるアイナロでの十代少女二人への性奴隷化
- 6月6日 プジメラプティによるマウバラでの23名の女性への奉仕の強要
- 9月5日 ラクサルによる女性数名のベルへの誘拐と性奴隷化
- 9月6日 スアイ虐殺直後、コバリマ軍地方司令部での女性の強姦

#### （被害者）

1999年1月から10月、政治的見解の相違のため、高校生や大学生を含むCNRTの活動家が犠牲となった。女性や子供、宗教者のような政治に関係のない人たちでさえ、暴力の犠牲となっている。併合支持者にも何人かの犠牲者がいた。加えて、東ティモールや西ティモールの難民キャンプでの民兵と当局者の双方による性的暴力の被害者を発見した。

#### （加害者）

東ティモールでの作戦の責任者として主に3種類の加害者がいるとみなしている。

- 直接に罪を犯した民兵のメンバー、インドネシア軍。
- 地区長官や知事、地方の軍や警察職員を含む文民官僚。
- 暴力が起きていた地域でそれを防げなかった治安責任者の軍幹部。

#### （勧告）

- ・司法長官は被疑者調査の指揮をとること。
- ・政府は、UNTAETや国際団体が調査しつつある新事実や証拠にアクセスできるようにこれら団体と協定を結ぶこと。
- ・議会と政府は容疑者を人権法廷で裁くこと。
- ・政府は『市民及び政治的権利に関する国際規約』、同『第一議定書』に批准すること。
- ・政府は目撃者や被害者の安全を保証すること。
- ・政府は被害者とその家族にリハビリと公平な補償を行うこと。
- ・政府はいかなる性的暴力も人権侵害であることを明言し、犠牲者への手当てや補償の責任を取ること。
- ・国家人権委員会は1975年以来のすべての人権侵害を調査すること。
- ・政府は国軍の再評価と改革を責任を持って指揮すること。
- ・政府は治安や地域の秩序を維持するための警察を国軍から分けること。
- ・政府と議会は情報機関やその活動を法により規制すること。
- ・政府と司法長官は人道に対する罪の容疑者を裁く法的過程を確実にすること。

- ・ 政府は難民への制限や圧力を排除し帰還を促進させること。  
( KPP-HAM 報告書要約、但し、高橋・益岡・文珠 2000 : 46 - 48 頁より再引用 )

(注4) 国連人権調査団体報告書の結論部分に関しては、東ティモールにおける人権問題として、以下のような事実関係の確認が行われている。

(事実関係)

- ・ 民兵が投票直後の脅迫とテロをおこなった。民兵の活動は1999年1月から増加した。
- ・ 東ティモールのインドネシア軍とインドネシア当局、ジャカルタからも一部が民兵を使い投票結果を操作しようとしたという証拠がある。
- ・ 民兵の脅迫と殺害がコパスス及び、インドネシア軍の他の部隊のもとで実行され、徴兵、テロ、破壊、人々の輸送は軍の関与なしにはできなかったと思われる。
- ・ 5月5日の合意で治安に責任を持つとされたインドネシア警察も脅迫とテロに参加したようであり、また脅迫やテロを止める行為はしなかった。
- ・ 人権調査団は、脅迫、テロ、殺害、その他の暴力に関して、インドネシア軍が最終的な責任を負うとの見解を持っている。
- ・ 人権調査団は、独立を支持する武装集団からの暴力もあったという主張を受け取っているが、その数は少なく、証拠も得られなかった。

(勧告)

移送された人々への速やかな帰還：インドネシアに移送され、UNHCR や ICRC の接触を保証されていない人々について憂慮し、問題の速やかな解決を訴える。

民兵の武装解除：西ティモールの民兵の武装解除を訴える。また、東ティモール内での非正規武装集団の武装解除を訴える。

調査、基礎、補償：東ティモール人のほとんどが、復讐ではなく、正義と自らの権利の承認、和解を求めているのは注目すべきである。調査団は、犠牲者の名において、国際社会に話をする責任がある。国連は短期・長期に担うべき責任がある。

国連の特別な責任：人権と国際人道法に対する侵害は、国連安保理憲章に基づく安保理決定を犯し、インドネシアが国連と行った合意に反した。国連は安保理の決定が今後も尊重されるよう、問題を責任を持って明確化する必要がある。

今後の調査についての人権問題：今後の調査は犠牲者の回復を考慮する（人権侵害を行ったものの処罰、人権侵害を犯した国家からの個人の賠償の権

利、非処罰ですまないこと等を含む)、そのために調査の継続とUNTAETの全面協力が必要。

国際的な、独立した調査・追随機関の設置：国連は、独立した調査・追随機関を設置し、1999年1月以降の侵害に対するさらなる調査、責任者の確認、賠償責任の明確化、有犯罪者の起訴、心理と和解の考慮などを行うべきである。

国際陣形法廷：国連は、できれば東ティモール人とインドネシア人のメンバーを含む、国連氏名のメンバーによる国際法廷の設置を事務総長に勧告する。

(国連人権調査団報告書要約、但し、高橋・益岡・文珠 2000:49頁より再引用)

(注5)但し、和解ミーティングに関しては、1999年の軽犯罪のみを対象としている。

## 参考文献

- ・アジア経済研究所編(1996)『第三世界の働く女性』明石書店。
- ・青山温子ほか(2001)『開発と健康 - ジェンダーの視点から』ゆうひかく選書。
- ・青山森人(1996)『抵抗の東ティモールをゆく』社会評論社。
- ・赤松良子監修 国際女性の地位協会編(1999)『女性の権利』岩波ジュニア新書。
- ・足立昌勝(2001)「東ティモール暫定統治下における犯罪と刑罰について 特別法廷を中心として」『関東学院法学』10(3.4)2001.3 P21-56、関東学院大学法学会、所収。
- ・上東輝夫(2003)「東ティモールの独立達成に至る歴史的経緯と国家安定のための課題」『NUCB journal of economics and information science』4(1)2003.7 P53-62、名古屋商科大学総合経営学部 名古屋商科大学総合経営・経営情報学部、所収。
- ・大芝亮監修(2004)『いつ・どこで・何がおきたか?国際紛争の本 2 アジアの紛争(2)』岩崎書店。
- ・キャロライン・モーザ(1996)『ジェンダー・開発・NGO』新評社。
- ・小鳥居伸介(2002)「東南アジアの開発/発展におけるNGOの役割 タイと東ティモールの場合」『長崎外大論叢』3 2002 P41-51、所収。
- ・サンドラ・ウィットワース 武者小路公秀ほか訳(2000)『国際ジェンダー関係論』藤原書店。
- ・田口晶子(1992)「開発に女性の視点を」『国際開発ジャーナル92.7』国際開発ジャーナル社、所収
- ・高橋奈緒子・益岡賢・文珠幹夫(1999)『明石ブックレット7 東ティモール』明石書店。
- ・高橋奈緒子・益岡賢・文珠幹夫(2000)『明石ブックレット11 東ティモール2』明石書店。
- ・田中淳夫(1999)『ティモール知られざる虐殺の島』彩流社。
- ・中村葉子(2004)「東ティモールから」『清泉文苑』21、P87-90、清泉女子大学人文科学研究 所、所収。
- ・仁井田蘭(1992)『私たちの闘いを忘れないで 東ティモール最新レポート』柘植書房。
- ・花崎泰雄(1999)「東ティモール、アチェ、そしてフェデラリズム」『埼玉大学紀要』35(2) 1999 P183-195、埼玉大学、所収。
- ・古沢希代子(2004)「東ティモール政府予算のジェンダー分析 - その意義と課題」『法政理論』第36巻 第3&4号 P46 - 81 新潟大学法学会、所収。
- ・古沢希代子(2002)「東ティモール/「多元的和解」という課題」『アジ研ワールド・トレン ド』8(7) 2002.7 P36-39、アジア経済研究所、所収。
- ・古沢希代子、松野明久(1993)『ナクロマ 東ティモール民族独立小史』日本評論社。
- ・松野明久(1992)『東ティモールサンタクルス虐殺事件とその波紋』大阪東ティモール協 会。

- ・松野明久（2002）『東ティモール独立史』早稲田大学出版会。
- ・山崎功（2003）「インドネシアの対東ティモール政策と排除主義の台頭」『アジア太平洋討究』5、2003.3 P67-79 早稲田大学アジア太平洋研究センター 早稲田大学アジア太平洋研究センター出版・編集委員会、所収。
- ・RDTL Combined Source Budget 2002-2003 World Bank（2003）「Timor-Leste Education :The way Forward」A summary report from the World Bank
- ・RDTL Combined Source Budget 2002-2003 World Bank（2004）「Timor-Leste - Education since independence from reconstruction to sustainable improvement, vol. 1 of 1」A summary report from the World Bank

## ホームページ

- ・外務省各国地域情勢 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html>
- ・国連開発計画 <http://www.undp.or.jp/hotspots/>
- ・シェア 国際保険協力市民の会 <http://share.or.jp>
- ・世界銀行（東京事務所） <http://www.worldbank.or.jp/>
- ・東ティモール全国協議会 <http://www.asahi-net.or.jp/~ak4a-mtn/>
- ・JICA 東ティモール駐在事務所 <http://www.jica.go.jp/easttimor/>
- ・OISCA <http://www.oisca.org/indexj.htm>
- ・Peace Winds Japan <http://www.peace-winds.org/jp/main/index.html>